

事 務 連 絡

平成19年 4 月 19 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

中国産グルテンの取扱いについて

今般、米国において、下記の中国の業者が輸出したグルテンからメラミンを検出したとして、関連するペットフードが製造者によって自主回収されているとの情報を入手したところです。

これまでに同一の製造者による食品が我が国に輸入された実績はないところですが、念のため、下記の業者が製造し、グルテンが含まれた食品が輸入届出された場合には、輸入者に対し、自主的に積み戻し又は廃棄を行うよう指導するとともに、企画情報課検疫所業務管理室を通じて当室まで連絡するようお願いします。

記

Xuzhou Anying Biologic Technology Development Company